

# I はじめに

新型インフルエンザが発生すると、ほとんどの人が新型のウイルスに対する免疫を獲得していないため世界的な大流行となり、大きな健康被害とこれに伴う社会的影響をもたらすことが懸念されています。

また、未知の感染症である新感染症の中でその感染力の強さから新型インフルエンザと同様に社会的影響が大きいものが発生する可能性も懸念されており、これらが発生した場合には、国全体の危機管理として対応する必要があるとしています。

そこで、平成25年4月13日、新型インフルエンザや新感染症（以下「新型インフルエンザ等」という。）が発生した場合に、国民の生命及び健康を保護し、国民生活及び経済に及ぼす影響が最小となるようにすることを目的に、国、地方公共団体、指定公共機関、事業所等の責務等を定めた、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号。以下「特措法」という。）が施行されました。

また、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「感染症法」という。）等と相まって、国全体としての万全の態勢を整備し、新型インフルエンザ等対策の強化を図ることとしています。

本町においては、平成21年に全国的に大流行となった新型インフルエンザ（A/H1N1）の対策として、平成21年5月に「広尾町新型インフルエンザ対策行動計画」を作成したところですが、特措法及び感染症法に基づき、新型インフルエンザ等の発生に備え、本町全体の態勢を整備するため、「広尾町新型インフルエンザ等対策行動計画」（以下「町行動計画」という。）を定めるものです。

## 1 位置付け・内容

特措法第8条に基づき、広尾町における新型インフルエンザ等の対策に関する基本的な方針及び町が実施する措置等を示すもので、政府新型インフルエンザ等対策行動計画（以下「政府行動計画」という。）及び北海道新型インフルエンザ等対策行動計画（以下「道行動計画」という。）に基づく市町村行動計画に位置付けられるものです。

## 2 対象とする疾患

- (1) 感染症法第6条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症
- (2) 感染症法第6条第9項に規定する新感染症で、その感染力の強さから新型インフルエンザと同様に社会的影響が大きなもの。

## 3 見直し

- ・ 新型インフルエンザ等に関する最新の科学的な知見や新型インフルエンザ等対策の検証等を通じて見直しを行います。
- ・ 政府行動計画及び道行動計画の見直しがあった場合には必要な変更を行います。

## Ⅱ 新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針

### 1 新型インフルエンザ等の特徴

- ・ 新型インフルエンザ等の発生時期を正確に予知することは困難です。また、その発生そのものを阻止することは不可能です。
- ・ 世界中のどこかで新型インフルエンザ等が発生すれば、我が国への侵入も避けられないと考えられます。

### 2 町民の生命・健康や経済全体に大きな影響

- ・ 長期的には多くの町民が罹患することが考えられます。
- ・ 患者の発生が一定の期間に集中してしまった場合、医療機関の受入能力を超えてしまいます。
- ・ 病原性が高く感染拡大のおそれのある新型インフルエンザ等が発生すれば、町民の生命や健康、生活・経済全体にも大きな影響を与えかねません。したがって、本町の危機管理に関わる重要な課題と位置付けて対策を講じていく必要があります。

### 3 目的と対策

- (1) 感染拡大を可能な限り抑制し、町民の生命及び健康を保護します。
  - ・ 感染拡大を抑えて、流行のピークを遅らせ、医療体制の整備のための時間を確保します。
  - ・ 流行のピーク時の患者数を少なくして、医療体制の負荷を軽減するとともに、患者数等が医療機関の受入能力を超えないようにします。
- (2) 町民の生活及び町民の経済に及ぼす影響が最小となるようにします。
  - ・ 地域での感染対策等を行い、患者や欠勤者等の数を減らします。
  - ・ 関係機関が業務継続計画を作成・実施し、医療提供の業務及び町民生活及び町内経済の安定に関係する業務の維持に努めます。

### 4 新型インフルエンザ等対策の基本的考え方

- (1) 柔軟な対応
  - ・ 一つの対策に偏重して準備を行うと、その対策が外れた場合の大きなリスクを背負うことになりかねません。
  - ・ 病原性の高い新型インフルエンザ等への対応を念頭に置きつつ、病原性が低い場合等様々な状況で対応できるよう、対策の選択肢を示します。
  - ・ 実際に新型インフルエンザ等が発生した際には、国において、病原性・感染力等の病原体の特徴、流行の状況、地域の特性、その他の状況を踏まえ、人権への配慮や、対策の有効性、実行可能性及び対策そのものが国民生活及び国民経済に

与える影響等を総合的に勘案し、政府行動計画等で記載するものの中から、実施すべき対策を決定するとされています。

## (2) 発生段階に応じた対応

### ① 未発生期

- ・抗インフルエンザウイルス薬等の備蓄や地域における医療体制の整備への協力、ワクチンの供給体制及び接種体制の整備、町民に対する啓発等、発生に備えた事前の準備を周到に行います。

### ② 海外発生期

- ・北海道等との連携により病原体の道内および町内侵入の時期をできる限り遅らせます。

### ③ 道内未発生期

- ・道内、町内への侵入をできるだけ遅らせるために、町民へ感染予防対策について積極的に情報提供を行います。また、道内町内発生に備えた体制の準備を急ぎ、予防接種体制が整い次第速やかに開始します。

### ④ 道内発生早期

- ・感染拡大のスピードをできる限り抑えることを目的とした対策を講じます。
- ・北海道が行う医療対策、まん延防止対策等に協力します。

### ⑤ 道内感染期

- ・国、北海道、事業者等と相互に連携して、医療の確保や町民生活・町内経済の維持のために最大限の努力を行います。
- ・社会が緊張し、いろいろな事態が生じることが想定されるため、あらかじめ決めておいたとおりにはいかないことが考えられます。社会の状況を的確に把握し、状況に応じて臨機応変に対処します。

### ⑥ 小康期

- ・国、北海道、事業者等と連携し、流行の第二波に備えて、第一波の影響からの回復を図ります。
- ・第二波に備えて、第一波に関する評価を行います。

## (3) 社会全体で取り組む感染拡大防止策

- ・不要不急の外出の自粛要請、施設の使用制限等の要請、各事業者における業務縮小等による接触機会の抑制など、社会全体で取り組むことにより効果が期待されます。
- ・全ての事業者は、自発的に職場における感染予防に取り組む他、継続する重要業務を絞り込むなどの対策を積極的に検討することが重要です。
- ・事業者の従業員の罹患等により、一定期間、事業者のサービス提供水準が相当程度低下する可能性を許容すべきことを町民に呼びかけることも必要です。

(4) 町民一人ひとりによる感染拡大防止策

- ・新型インフルエンザ等のまん延による医療体制の限界や社会的混乱を回避するためには、国、北海道、町、指定(地方)公共機関による対策だけでは限界があります。
- ・事業者や町民一人ひとりが、感染予防や感染拡大防止のための適切な行動や備蓄などの準備を行うことが必要です。
- ・日頃からの手洗いなど、季節性インフルエンザに対する対策が基本となります。
- ・特に、治療薬やワクチンが無い可能性が高いSARS(重症急性呼吸器症候群)のような新感染症が発生した場合、公衆衛生対策がより重要です。

## 5 新型インフルエンザ等対策実施上の留意点

(1) 国、北海道等との連携協力

- ・国、北海道、指定(地方)公共機関等と相互に連携協力し、新型インフルエンザ等発生に備え、また発生した時に、特措法その他の法令、それぞれの行動計画又は業務計画に基づき、新型インフルエンザ等対策の的確かつ迅速な実施に万全を期することとします。

(2) 基本的人権の尊重

- ・新型インフルエンザ等対策の実施に当たっては、基本的人権を尊重します。
- ・医療関係者への医療等の実施要請等、不要不急の外出の自粛要請、学校、興行場等の使用制限等の要請等、臨時の医療施設の開設のための土地等の使用、緊急物資の運送等、特定物資の売渡しの要請等の実施に当たって、町民の権利と自由に制限を加える場合は、必要最小限のものとしします。
- ・具体的には、法令の根拠があることを前提として、町民に対して十分説明し、理解を得ることを基本としします。

(3) 危機管理としての特措法の性格

- ・特措法は、万一の場合の危機管理のための制度であって、緊急事態に備えて様々な措置を講じることができるようになっています。
- ・新型インフルエンザや新感染症が発生したとしても、病原性の程度や、抗インフルエンザウイルス薬等の有効性の有無により、緊急事態の措置が不要の場合も考えられ、必ずしもこれらの措置をとるものではないことに留意します。

(4) 関係機関相互の連携協力の確保

- ・町対策本部は、政府対策本部、北海道対策本部との相互に緊密な連携を図りつつ、新型インフルエンザ等対策を総合的に推進します。

(5) 記録の作成・保存

- ・発生した段階で、町対策本部においては実施に係る記録を作成し、保存し、公表します。

## 6 新型インフルエンザ等発生時の被害想定等

(1) 被害想定のお考え方

- ・新型インフルエンザ等は、発熱、咳（せき）といった初期症状や飛沫感染、接触感染が主な感染経路と推測されるなど、基本的にはインフルエンザ共通の特徴を有していると考えられます。
- ・有効な対策を考える上で、現時点での科学的知見や過去に大流行したインフルエンザのデータを参考に流行規模を想定しており、本行動計画における被害想定についても国や北海道のお考え方に準拠し、次のとおり推計しました。

### 【新型インフルエンザ等の被害想定】

(国・北海道・十勝：平成 22 年度国勢調査人口)

(広尾町：平成 25 年 3 月末日現在の人口で試算)

	国	北海道	十 勝	広尾町
感染者数	32,000,000 人 (人口の 25%)	1,376,000 人 (対国人口比 4.3%)	90,000 人 (対国人口比 0.28%)	1,950 人 (人口の 25%)
最大 受診者数	25,000,000 人 (米国 CDC)	1,075,000 人 (対国人口比 4.3%)	70,000 人 (対国人口比 0.28%)	1,500 人 (人口の 19%)
最大 入院患者数	530,000 人 (米国 CDC)	23,000 人 (対国人口比 4.3%)	1,500 人 (対国人口比 0.28%)	33 人 (人口の 0.4%)
最大入院 患者数／日	101,000 人 (米国 CDC)	4,300 人 (対国人口比 4.3%)	280 人 (対国人口比 0.28%)	6 人 (人口の 0.08%)
死亡者数 (中等度)	170,000 人 (感染者の 0.53%)	7,300 人 (同左)	480 人 (同左)	10 人 (人口の 0.13%)
死亡者数 (重度)	640,000 人 (感染者の 2%)	27,500 人 (同左)	1,800 人 (同左)	40 人 (人口の 0.5%)

(注)

※国の数値：国の「新型インフルエンザ等対策行動計画」における推計値

※感染者数：第 7 回ヨーロッパインフルエンザ会議の勧告により罹患率を人口の 25%

※入院患者数：流行が 8 週間続くという仮定のもと、中等度(アジアインフルエンザ規模)の場合の推計

※重度：スペインインフルエンザ規模

## 7 社会への影響に関する想定

- ・ 町民の25%が、流行期間（約8週間）にピークを作りながら順次罹患します。
- ・ その後、罹患者は1週間から10日間程度症状を有し欠勤すると予想されます。
- ・ 罹患した従業員の大部分は、一定の欠勤期間後、治癒し（免疫を得て）、職場に復帰すると予想されます。
- ・ ピーク時（約2週間）に従業員が発症して欠勤する割合は、多く見積もって5%程度と考えられますが、従業員自身の罹患のほか、むしろ家族の世話、看護等（学校・保育施設等の臨時休業や、一部の福祉サービスの縮小、家庭での療養などによる）のため、出勤が困難となる者、不安により出勤しない者がいることを見込み、ピーク時（約2週間）には従業員の最大40%程度が欠勤するケースが想定されます。

## 8 対策推進のための役割分担

### (1) 国の役割

- ・ 新型インフルエンザ等が発生したときは、自らその対策を的確かつ迅速に実施し、地方公共団体及び指定（地方）公共機関が実施する対策を的確かつ迅速に支援することにより、国全体として万全の態勢を整備する責務を有しています。
- ・ 新型インフルエンザ等の発生時には、政府対策本部の下で基本的対処方針を決定し、対策を強力に推進します。
- ・ 対策の実施に当たっては、医学・公衆衛生等の専門家を中心とした学識経験者の意見を聴きつつ対策を進めます。

### (2) 北海道の役割

- ・ 新型インフルエンザ等が発生したときは、政府対策本部の基本的対処方針に基づき、道内に係る対策を的確かつ迅速に実施し、道内において関係機関が実施する対策を総合的に推進する責務を有します。
- ・ 特措法及び感染症法に基づく措置の実施主体としての中心的な役割を担っており、政府対策本部の基本的対処方針に基づき、地域医療体制の確保や感染拡大の抑制に関し、的確な判断と対応をします。
- ・ 市町村と緊密な連携を図ります。

### (3) 町の役割

- ・ 新型インフルエンザ等が発生したときは、政府対策本部の基本的対処方針に基づき、町内に係る対策を的確かつ迅速に実施し、町内において関係機関が実施する対策を総合的に推進する責務を有します。
- ・ 地域住民に対するワクチンの接種や、住民の生活支援、新型インフルエンザ等発生時の要援護者への支援に関し、政府対策本部の基本的対処方針に基づき、的確に対策を実施します。

- ・対策の実施に当たっては、北海道や近隣の市町村と緊密な連携を図ります。

#### (4) 医療機関の役割

- ・新型インフルエンザ等の発生前から、新型インフルエンザ等患者を診療するための院内感染対策や必要となる医療資器材の確保等を推進します。
- ・新型インフルエンザ等の発生前から、医療提供を確保するため、新型インフルエンザ等患者の診療体制を含めた診療継続計画を作成するとともに、地域における医療連携体制の整備に協力します。
- ・新型インフルエンザ等の発生時には、その状況に応じて診療継続計画に基づき、地域の医療機関と連携して新型インフルエンザ等患者の診療体制の強化を含めた医療の提供に努めます。

#### (5) 指定（地方）公共機関の役割

- ・新型インフルエンザ等の発生前から、新型インフルエンザ等対策の内容や実施方法等を定めた業務計画を作成し、北海道知事に報告します。
- ・新型インフルエンザ等の発生時には、特措法に基づき、新型インフルエンザ等対策を実施する責務を有します。

#### (6) 登録事業者の役割

- ・登録事業者とは、新型インフルエンザ等の発生時において、医療の提供の業務又は国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者であり、特措法第28条に規定する特定接種の対象となります。
- ・新型インフルエンザ等の発生前から、職場における感染対策の実施や重要業務の事業継続などの準備を積極的に行います。
- ・新型インフルエンザ等の発生時には、その活動を継続するよう努めます。

#### (7) 一般の事業者の役割

- ・新型インフルエンザ等の発生時に備えて、職場における感染防止策を行います。
- ・町民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれのある新型インフルエンザ等の発生時には、感染拡大防止の観点から一部の事業を縮小することが望まれます。
- ・特に、多数の者が集まる事業を行う者については、感染防止のための措置の徹底が求められます。

#### (8) 町民の役割

- ・新型インフルエンザ等の発生前から、新型インフルエンザ等に関する情報や発生時にとるべき行動などその対策に関する知識を得るとともに、季節性インフ

ルエンザの時と同様にマスク着用、咳エチケット、手洗い・うがい等の個人レベルでの感染対策を実践します。

- ・ 新型インフルエンザ等の発生時に備えて、個人レベルにおいても食料品や生活必需品等の備蓄を行うよう努めます。
- ・ 新型インフルエンザ等の発生時には、発生状況や予防接種など実施されている対策等についての情報を得て、感染拡大を抑えるための個人レベルでの対策を実施するよう努めます。

## 9 行動計画の主要7項目

本行動計画では、政府行動計画に合わせ、(1) 実施体制、(2) サーベイランス・情報収集、(3) 情報提供・共有、(4) 予防・まん延防止、(5) 予防接種、(6) 医療、(7) 町民生活・町内経済の安定の7つの分野ごとに対策を進めます。

### (1) 実施体制

- ・ 全町的な危機管理の問題として取り組む必要があります。
- ・ 国、北海道、事業者等と相互に連携を図り、一体となった対策を進めるよう努めます。

### ア 全庁的、全町的な取組

- ・ 新型インフルエンザ等が発生する前において、「新型インフルエンザ等対策庁内連絡会議」の枠組み等を通じ、事前準備の進捗を確認し、関係各課等の連携を確保しながら、全庁一体となった取組を推進します。
- ・ 保健福祉課をはじめ、関係各課においては、北海道や事業者との連携を強化し、発生時に備えた準備を進めます。

### イ 広尾町新型インフルエンザ等対策本部（町対策本部）

- ・ 国において、新型インフルエンザ等緊急事態宣言（以下「緊急事態宣言」という。）が行われたときは、直ちに、広尾町新型インフルエンザ等対策本部を設置し、庁内関係課・関係機関が一体となった対策の推進に努めます。
- ・ 発生した新型インフルエンザ等のウィルスの病原性や感染力の強さ等から、国が緊急事態宣言をした場合には、その措置に関して、国や北海道と連携し対応します。
- ・ 必要最小限の町民サービスを維持するために、業務継続計画に基づいて対応します。



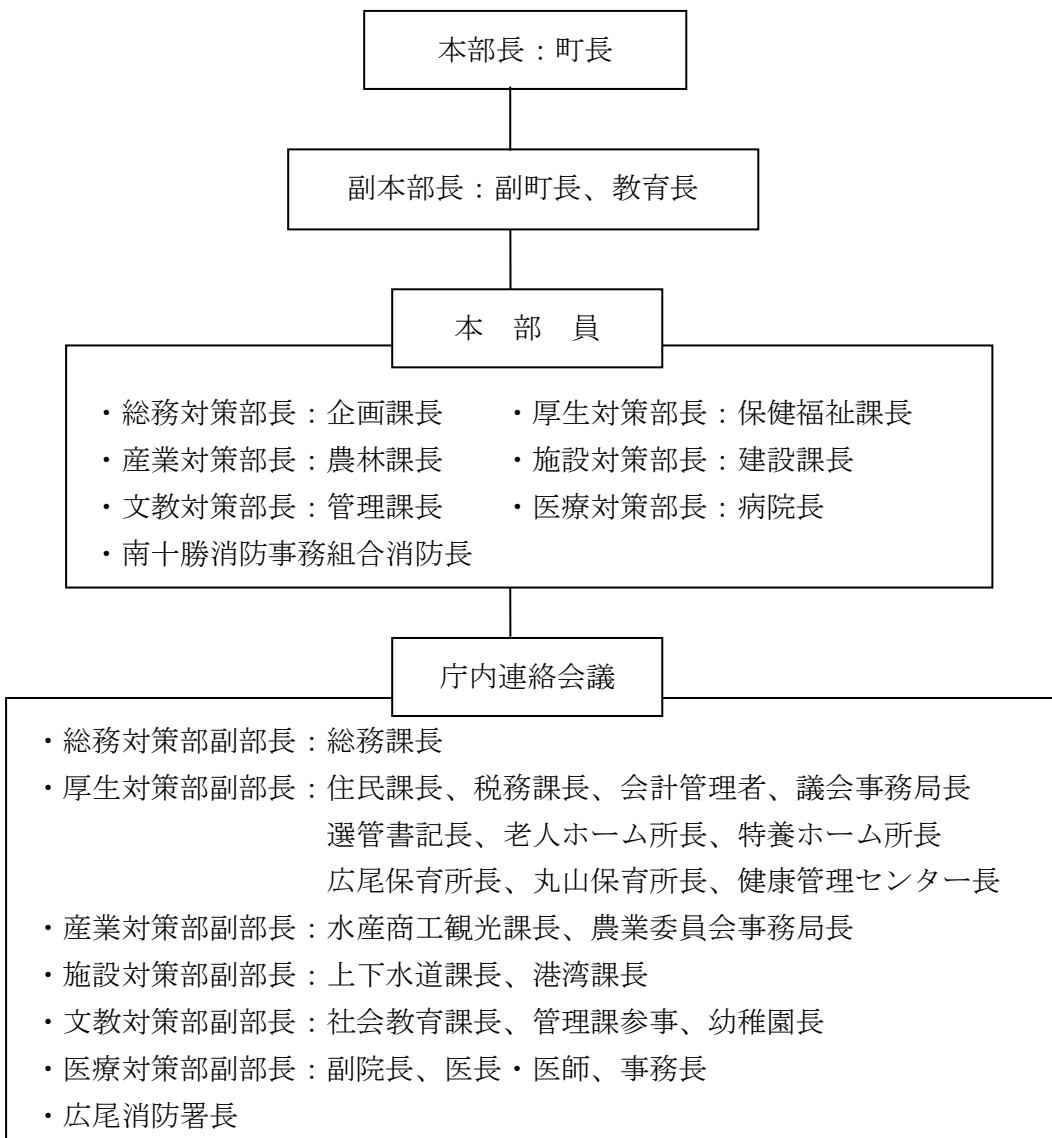
i 構成

- ・本部長：町長
- ・副本部長：副町長、教育長
- ・本部員：「広尾町地域防災計画」第2章第2節災害対策本部の各対策部長  
南十勝消防事務組合消防長
- ・事務局：保健福祉課健康管理センター

ii 庁内連絡会議の設置

- ・必要に応じ庁内連絡会議を開催します。
- ・庁内連絡会議の構成員は、「広尾町地域防災計画」第2章第2節災害対策本部の各対策部の副本部長、広尾消防署長とします。

《広尾町新型インフルエンザ等対策本部の構成》



事務局：保健福祉課健康管理センター

## (2) サーベイランス・情報収集

- ・国、北海道が道内のサーベイランス体制の構築等を行います。町は積極的にこれらの情報を収集するとともに関係者や町民に迅速かつ定期的に提供します。

### ア 海外で発生した段階から道内の患者数が少ない段階

- ・町は、北海道等と連携してこれらの情報を積極的に収集するとともに、国、北海道等からの要請に応じ、その取組等に協力します。

### イ 道内の患者数が増加した段階

- ・北海道は、患者の全数把握の意義が低下し、医療機関等の負担も過大となることから、入院患者及び死亡者に限定した情報収集に切り替えます。町は、国、北海道等からの要請に応じ、その取組等に協力します。

### ウ 活用

- ・サーベイランスにより把握された流行の開始時期や規模等の情報は、町内における医療体制整備等に活用します。

### エ 鳥類、豚におけるインフルエンザウイルスのサーベイランス

- ・北海道等と連携してこれらの情報を積極的に収集するとともに、国、北海道等からの要請に応じ、その取組等に協力します。

## (3) 情報提供・共有

### ア 目的

- ・国家の危機管理に関わる重要な課題という共通の理解の下に、国、北海道、町、医療機関、事業者、個人の各々が役割を認識し、十分な情報を基に適切に判断、行動するため、対策の全ての段階、分野において、コミュニケーションが必須であります。
- ・コミュニケーションは双方向性のものであり、一方向性の情報提供だけでなく、情報共有や情報の受け取り手の反応に留意します。

### イ 情報提供手段の確保

- ・町は、感染予防と感染拡大防止のため、また、新型インフルエンザ等流行に対する過度の不安を防止するため、町民に新型インフルエンザ等に関する正確な情報提供をしながら、予防に関する知識についても分かりやすい内容を工夫しながら町公式ウェブサイトを含めた媒体を用いて提供するとともに関係機関や団体を通じ周知します。

また、情報提供にあたっては、高齢者や障害者等の要援護者への伝え方を十分に工夫します。

#### ウ 発生前における町民等への情報提供

- ・ 新型インフルエンザ等の予防及びまん延の防止に関する情報や様々な調査研究の結果などについて、町民のほか、医療機関、事業者等に情報提供します。
- ・ 学校は、集団感染が発生しやすいなど、地域における感染拡大の起点となりやすいことから、教育委員会等と連携して、感染症や公衆衛生について児童、生徒等に丁寧に情報提供します。

#### エ 発生時における町民等への情報提供及び共有

- ・ 発生段階に応じて、国内外の発生状況、対策の内容、対策の決定プロセス（科学的知見を踏まえてどのような事項を考慮してどのように判断がなされたのか等）や、対策の理由、対策の実施主体を明確にしながら、患者等の人権にも配慮して迅速かつ分かりやすい情報提供を行います。
- ・ テレビ、新聞等のマスメディアの役割が重要であり、その協力が不可欠であることから、個人情報の保護と公益性に十分配慮して情報提供します。
- ・ 誤った情報が出た場合は、風評被害を考慮し、個々に打ち消す情報を発信します。
- ・ 媒体の活用に加え、町から直接、町民に対する情報提供を行う手段として、町公式ウェブサイト、防災行政無線等を活用します。

#### オ 情報提供体制

- ・ 提供する情報の内容について統一を図り、集約して一元的に発信する体制を整えます。

### (4) 予防・まん延防止

#### ア 目的

- ・ 流行のピークをできるだけ遅らせ、体制整備を図るための時間を確保します。
- ・ 流行のピーク時の受診患者数等を減少させて、入院患者数を最小限にとどめ、医療体制が対応可能な範囲内におさまるように努めます。
- ・ 個人対策や地域対策、職場対策、予防接種などの複数の対策を組み合わせるを行います。

#### イ 主なまん延防止対策

##### i 個人における対策

- ・ マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい、人混みを避けること等の基本的な感染対策を実践するよう促します。
- ・ 新型インフルエンザ等緊急事態においては、国、北海道より不要不急の外出をしないことを要請されるため、町は最低限の食料や日用品等を各家庭における備蓄を推奨するなど、国、北海道と連携してその取り組みに協力します。

ii 地域・職場における対策

- ・道内における発生の初期の段階から、季節性インフルエンザ対策として実施されている感染対策をより強化して実施します。
- ・新型インフルエンザ等緊急事態においては、国、北海道より、必要に応じ、施設の使用制限の要請等が行われます。町は、北海道等からの要請に応じ、その取組等に協力します。

iii その他

- ・海外で発生した際、国や北海道が行う検疫等の水際対策に関して、北海道等からの要請に協力します。

(5) 予防接種

ア 特定接種

i 特定接種とは

- ・国がその緊急の必要があると認めるときに、臨時に行われる予防接種をいいます。

ii 特定接種の対象となり得る者

- ・「医療の提供の業務」又は「国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務」を行う事業者であって、厚生労働大臣の登録を受けているもの（登録事業者）のうち、これらの業務に従事する者。
- ・新型インフルエンザ等対策の実施に携わる国家公務員
- ・新型インフルエンザ等対策の実施に携わる地方公務員

iii 基本的な接種順位

- ・医療関係者
- ・新型インフルエンザ等対策の実施に携わる公務員
- ・指定（地方）公共機関制度を中心とする基準による事業者（介護福祉事業者を含む。）
- ・それ以外の事業者

iv 柔軟な対応

- ・発生した新型インフルエンザ等の病原性などの特性や、その際の社会状況等が総合的に判断され、国の基本的対処方針により、接種総枠、対象、接種順位、その他の関連事項が決定します。

v 特定接種の接種体制

a 実施主体

(a) 国

- ・登録事業者のうち特定接種対象となる者及び新型インフルエンザ等対策の実施に携わる国家公務員

(b) 北海道

- ・新型インフルエンザ等対策の実施に携わる北海道職員

(c) 広尾町

- ・新型インフルエンザ等対策の実施に携わる広尾町職員

b 接種方法

- ・原則として集団的接種とします。
- ・接種が円滑に行えるよう未発生期から接種体制の構築を図ります。

イ 住民接種

i 種類

a 臨時の予防接種

- ・緊急事態宣言が行われている場合、特措法第46条に基づき、予防接種法第6条第1項の規定による臨時の予防接種として行います。

b 新臨時接種

- ・緊急事態宣言が行われていない場合、予防接種法第6条第3項の規定による新臨時接種として行います。

ii 対象者の区分

- ・以下の4つの群に分類されますが、柔軟な対応が必要となることから発生した新型インフルエンザ等の病原性等の情報を踏まえて国が決定します。
- a 医学的ハイリスク者：呼吸器疾患、心臓血管系疾患を有する者等、発症することにより重症化するリスクが高いと考えられる者
  - ・基礎疾患を有する者
  - ・妊婦
- b 小児（1歳未満の小児の保護者及び身体的な理由により予防接種が受けられない小児の保護者を含む。）
- c 成人・若年者
- d 高齢者：ウイルスに感染することによって重症化するリスクが高いと考えられる者（65歳以上の者）

iii 接種順位の考え方

- ・新型インフルエンザによる重症化、死亡を可能な限り抑えることに重点を置いた考え方をはじめ、国民生活及び国民経済に及ぼす長期的な影響を考慮し、特措法第46条2項を踏まえ、我が国の将来を守ることに重点を置いた考え方等があることからこうした考え方を踏まえ国が決定します。

a 重症化、死亡を可能な限り抑えることに重点を置いた考え方

(a) 成人・若年者に重症者が多い新型インフルエンザの場合

- ・医学的ハイリスク者>成人・若年者>小児>高齢者の順で重症化しやすいと仮定

①医学的ハイリスク者 ②成人・若年者 ③小児 ④高齢者 の順

(b) 高齢者に重症者が多い新型インフルエンザの場合

- ・医学的ハイリスク者>高齢者>小児>成人・若年者の順で重症化しやすいと仮定

①医学的ハイリスク者 ②高齢者 ③小児 ④成人・若年者 の順

(c) 小児に重症者が多い新型インフルエンザの場合

- ・医学的ハイリスク者>小児>高齢者>成人・若年者の順で重症化しやすいと仮定

①医学的ハイリスク者 ②小児 ③高齢者 ④成人・若年者 の順

b 我が国の将来を守ることに重点を置いた考え方

(a) 成人・若年者に重症者が多い新型インフルエンザの場合

- ・医学的ハイリスク者>成人・若年者>高齢者の順で重症化しやすいと仮定

①小児 ②医学的ハイリスク者 ③成人・若年者 ④高齢者 の順

(b) 高齢者に重症者が多い新型インフルエンザの場合

- ・医学的ハイリスク者>高齢者>成人・若年者の順で重症化しやすいと仮定

①小児 ②医学的ハイリスク者 ③高齢者 ④成人・若年者 の順

c 重症化、死亡を可能な限り抑えることに重点を置きつつ、あわせて我が国の将来を守ることに重点を置く考え方

(a) 成人・若年者に重症者が多い新型インフルエンザの場合

- ・成人・若年者>高齢者の順で重症化しやすいと仮定

①医学的ハイリスク者 ②小児 ③成人・若年者 ④高齢者 の順

(b) 高齢者に重症者が多い新型インフルエンザの場合

・ 高齢者>成人・若年者の順で重症化しやすいと仮定

① 医学的ハイリスク者 ②小児 ③高齢者 ④成人・若年者 の順

iv 接種体制

・ 広尾町が実施主体となり、原則として集団接種とします。

・ 予防接種に必要な医師等の従事者については、関係団体等の協力により確保するなど、接種体制の構築を図ります。

(6) 医療

・ 町内の医療体制の確保や感染拡大の抑制については、特措法及び感染症法に基づく措置の実施主体である北海道が中心となっていくことから、町は北海道からの要請に応じてその対策に協力します。

(7) 町民生活及び町内経済の安定の確保

- ・ 国では、新型インフルエンザ等の流行規模について、全人口の25%が罹患し、流行が約8週間程度続くものと想定しています。
- ・ 新型インフルエンザ等発生時に、町民生活及び町内経済への影響を最小限にできるように町は、北海道、医療機関、指定（地方）公共機関及び登録事業者等と連携し、十分準備を行います。
- ・ 特に、高齢者世帯、障害者世帯等、孤立し生活に支障をきたすおそれのある世帯への生活支援(安否確認、介護、訪問看護、食事提供等)は、平時にも増して重要であり、発生前から生活支援について準備を進めます。

## Ⅲ 対策

### 1 発生段階の概要

(1) 発生段階の考え方

- ・ 新型インフルエンザ等対策は、感染の段階に応じてとるべき対応が異なることから、事前の準備を進め、状況の変化に即応した意思決定を迅速に行うことができるよう、予め発生の段階を設け各段階において想定される状況に応じた対応方針を定めておく必要があります。
- ・ 町行動計画においては、国内発生早期と国内感染期を町内発生の段階における対策を考慮する上で分類し、未発生期、海外発生期、道内未発生期、道内発生早期、道内感染期、小康期の6つの段階に分類します。

- ・段階の移行については、必要に応じて国と協議の上で北海道が判断することとしており、広尾町においては、定められた段階に応じて町行動計画で定められた対策を実施することになります。

(2) 新型インフルエンザ等緊急事態宣言

- ・国民の生命や健康に著しく重大な被害を与えるおそれがある新型インフルエンザ等が国内で発生し、全国かつ急速なまん延により国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがあると認められるときは、特措法に基づき、緊急事態宣言を行い、必要な措置を講ずるとされています。
- ・緊急事態宣言においては、緊急事態措置を実施すべき期間、区域が公示されます。
- ・講じられる緊急事態措置については、緊急事態措置の期間、区域を越えない範囲において別途、個別に決定されます。
- ・緊急事態宣言がなされた場合には、特措法第34条に基づいて町長は、町行動計画で定めるところにより、直ちに、町対策本部を設置し、対策について国や北海道と十分に協議しながら対応します。

《発生段階》

	国	道・町	状 態
発生段階	未発生期	未発生期	・新型インフルエンザ等が発生していない状態
	海外発生期	海外発生期	・海外で新型インフルエンザ等が発生した状態
	国内発生早期 ～ 国内感染期	道内未発生期	・国内のいずれかの都府県で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追える状態 ・道内では、新型インフルエンザ等の患者が発生していない状態
		道内発生早期	・道内で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追える状態
		道内感染期	・道内で新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態 ・感染拡大→まん延→患者の減少
小康期	小康期	・新型インフルエンザ等の患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態	



## 2 各段階における対策

### (1) 未発生期

#### 状態

- ・ 新型インフルエンザ等が発生していない状態。
- ・ 海外において、鳥等の動物のインフルエンザウイルスが人に感染する例が散発的に発生しているが、人から人への持続的な感染はみられていない状況。

#### 目的

- ・ 発生に備えて体制の整備を行います。
- ・ 国、北海道、国際機関等からの情報収集等により、発生の早期確認に努めます。

#### 対策の考え方

- ・ 新型インフルエンザ等は、いつ発生するか分からないことから、平素から警戒を怠らず、本行動計画等を踏まえ、国、北海道等との連携を図り、対応体制の構築や訓練の実施、事前の準備を推進します。
- ・ 新型インフルエンザ等が発生した場合の対策等に関して、町民全体での認識共有を図るため、継続的な情報提供を行います。
- ・ 国、北海道、国際機関等からの情報収集等を行います。

### ① 実施体制

#### ア 町行動計画の作成

- ・ 特措法の規定に基づき、政府行動計画及び道行動計画等を踏まえ、発生前から、新型インフルエンザ等の発生に備えた行動計画や業務計画の策定を行い必要に応じて見直していきます。

#### イ 体制の整備及び国・北海道との連携強化

- ・ 「庁内連絡会議」の枠組み等を通じて、初動対応体制の確立や発生時に備えた業務継続計画の策定・見直し等を行います。
- ・ 北海道、指定地方公共機関等と相互に連携し、新型インフルエンザ等の発生に備え、平素からの情報交換、連携体制の確認、訓練を実施します。
- ・ 必要に応じて、警察、消防機関等との連携を進めます。

### ② サーベイランス・情報収集

#### ア 情報収集

- ・ 国、北海道、WHO（世界保健機関）等から新型インフルエンザ対策等に関する情報を収集します。
- ・ 鳥インフルエンザ等の動物間での感染やそれらの人への感染状況等に関する国内外の最新の情報を収集します。

主な情報収集源は次のとおり

世界保健機関(WHO)、内閣官房、厚生労働省および関連機関、国立感染症研究所、農林水産省および関連機関、北海道、北海道感染症情報センターなど。

イ 調査研究等

- ・必要に応じて、国、北海道が実施する調査、研究に参画するなどして、新型インフルエンザ等の発生時に迅速かつ適切に対応できるよう、職員の研修、北海道や近隣市町村等との連携等の体制整備を図ります。

③ 情報提供・共有

ア 継続的な情報提供

- ・新型インフルエンザ等に関する基本的な情報や発生した場合の対策について、町公式ウェブサイト、防災無線等を利用し、町民に分かりやすい情報提供を継続的にを行います。
- ・マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい等、季節性インフルエンザに対しても実施すべき個人レベルの感染対策の普及を図ります。

イ 体制整備等

- ・新型インフルエンザ等発生時に町民からの相談に応じるため、相談窓口を設置する準備を進めます。
- ・一元的な情報提供を行うために、情報を集約して分かりやすく継続的に提供する体制整備に努めます。
- ・常に情報の受取手の反応や必要としている情報を把握し、更なる情報提供にかす体制の構築に努めます。

④ 予防・まん延防止

ア 個人における対策の普及

- ・感染予防のため、町民に対し、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい、人混みを避ける等の基本的な感染対策の普及を図ります。
- ・新型インフルエンザ等緊急事態における不要不急の外出自粛要請の感染対策についての理解促進を図ります。

イ 地域対策・職場対策の周知

- ・地域や職場における感染防止対策について周知を図るための準備を行います。
- ・新型インフルエンザ等緊急事態における施設の使用制限の要請等の対策について周知を図るための準備を行います。

ウ 水際対策への協力

- ・国が実施する水際対策に協力するとともに、入国者に対する疫学調査等について国等との連携強化に努めます。

⑤ 予防接種

【特定接種】

ア 基準に該当する事業者登録への協力

- ・国が行う事業者の登録申請受付、基準に該当する事業者の登録について、北海道等からの要請に応じ、その取組等に協力します。
- ・北海道の特定接種に係る接種体制、事業継続に係る要件や登録手続き等の事業者に対する登録作業に係る周知に協力します。

イ 接種体制の構築

- ・特定接種の対象となる本町職員に対し、集団的接種を原則とする特定接種が速やかに実施できるよう、接種体制を構築します。

【住民接種】

- ・特措法第46条又は予防接種法第6条第3項に基づく町民へのワクチン接種を速やかに行うため、政府行動計画で示された接種の考え方を踏まえてワクチン需要量を把握します。
- ・円滑な接種の実施のために、あらかじめ市町村間で広域的な協定を締結するなど、居住地以外の市町村における接種を可能にするよう北海道と連携を図ります。
- ・国が示す接種体制の具体的なモデルを参考に、速やかに接種できるよう、医療機関、事業者、学校関係者等と協力し、接種に携わる医療従事者等の体制や、接種の場所、接種の時期の周知・予約等、接種の具体的な実施方法について準備を進めます。

⑥ 医療

- ・北海道が行う帰国者・接触者外来の準備や、搬送体制、医療体制の整備等に協力します。

⑦ 町民生活及び町内経済の安定の確保

ア 物資、資材の備蓄

- ・新型インフルエンザ等対策の実施に必要な医薬品その他の物資及び資材を備蓄し、施設及び設備を整備します。

イ 新型インフルエンザ等発生時の要援護者への生活支援】

- ・北海道と連携し道内感染期において生活支援が必要とされる高齢者、障害者等の要援護者の範囲を決定します。
- ・要援護者への生活支援(見回り、介護、訪問看護、診療、食事の提供等)、搬送、死亡時の対応等に備えて具体的支援を検討します。

ウ 火葬能力等の把握

- ・北海道とともに火葬場の火葬能力及び一時的に遺体を安置できる施設についての把握、検討を進めます。

(2) 海外発生期

状態

- ・海外で新型インフルエンザ等が発生した状態。
- ・国内では新型インフルエンザ等の患者は発生していない状態。
- ・海外においては、発生国、地域が限定的な場合、流行が複数の国、地域に拡大している場合等、様々な状況。

目的

- ・新型インフルエンザ等の国内侵入をできる限り遅らせ、町内発生が遅延と早期発見に努めます。
- ・町内発生に備えて体制の整備を行います。

対策の考え方

- ・新たに発生した新型インフルエンザ等の病原性や感染力等について十分な情報がない可能性が高いですが、その場合は病原性、感染力等が高い場合にも対応できるよう強力な措置をとります。
- ・対策の判断に役立てるため、国、北海道などを通じて海外での発生状況、新型インフルエンザ等の特徴等に関する積極的な情報収集を行います。
- ・海外での発生状況について注意喚起するとともに、道内発生に備え、道内発生した場合の対策についての的確な情報提供を行います。
- ・国内発生及び町内発生を遅らせるために国が実施する検疫等に協力するとともに、道内、町内発生に備え、町民生活、経済安定のための準備、予防接種の準備等、体制整備を急ぎます。

① 実施体制

ア 本町の体制強化等

- ・海外において新型インフルエンザ等が発生した疑いがある場合は庁内連絡会

議において情報の集約、共有、分析を行い、対策本部の設置にむけた準備を進めます。

- ・国、北海道から情報収集を行うほか、十勝医師会、町内医療機関等と情報共有、連携強化を図ります。
- ・国が新型インフルエンザ等対策本部を設置した場合には、国が決定した基本的対処方針を確認し、行動計画に基づく準備をします。
- ・海外において罹患した場合の状況が季節性インフルエンザと同等程度以下と認められる新型インフルエンザ等が発生したと国が判断する場合には、感染症法等に基づく各種対策を実施します。

## ② サーベイランス・情報収集

### ア 情報収集

- ・国、北海道、WHO（世界保健機関）等から新型インフルエンザ対策等に関する情報を収集します。

### イ 道内の感染症サーベイランス

- ・学校等でのインフルエンザの集団発生の把握情報について積極的に情報収集し、把握に努めます。

## ③ 情報提供・共有

### ア 情報提供

- ・町民に対して、海外での発生状況、現在の対策(町内の帰国者・接触者外来、北海道の帰国者・接触者相談センターの設置等)などを周知します。
- ・国内発生した場合に必要な対策等をできる限りリアルタイムで情報提供して、町民へ注意喚起を行います。
- ・情報の提供にあたっては、情報の集約、整理、一元的な発信に努めます。

### イ 情報共有

- ・国のシステムを利用し、国、北海道や関係機関等とのインターネット等を活用したリアルタイムかつ双方向の情報共有を継続し的確な状況把握を行います。

### ウ 相談窓口の設置

- ・北海道からの要請に応じ、新型インフルエンザ等に関する相談窓口(コールセンター)を広尾町健康管理センター内に設置し、国のQ&A等に基づき適切な情報を提供します。

④ 予防・まん延防止

ア 感染症の危険情報の周知等

- ・国が海外渡航者に対して行う新型インフルエンザ等の発生状況や個人がとるべき対応に関する情報提供及び注意喚起について、国、北海道、事業者等と相互に連携して、町民に広く周知します。
- ・町民に対し、手洗い、うがい、咳エチケットなどの感染予防、感染拡大防止対策を積極的に周知します。

⑤ 予防接種

ア ワクチンの供給

- ・政府対策本部が定める基本的対処方針に基づき、供給量について国が作成する計画やワクチンの流通管理に関する情報を収集し予防接種体制を進めます。

イ 接種体制

i 特定接種

- ・国の基本的対処方針を踏まえ、町職員の対象者に対して集団的な接種を行うことを基本に本人の同意を得て特定接種を行います。

ii 住民接種

- ・国が発生した新型インフルエンザ等の特徴を踏まえ、特措法第46条の規定により、住民に対する予防接種又は予防接種法第6条第3項に基づく新臨時接種の準備を開始したときには、国と連携して接種体制の準備を行います。
- ・国の要請を受け、全町民が速やかに接種できるよう健康管理センター等での集団接種、協力医療機関での一斉接種(期間を決め集中的に接種)や個別接種、あるいはそれぞれの組み合わせ等、接種対象に応じた接種体制を構築します。

ウ 情報提供

- ・ワクチンの種類、有効性や安全性、接種対象者や接種順位、接種体制といった具体的な情報について、町民に積極的に情報提供を行います。

⑥ 医療

- ・北海道からの要請に基づき、帰国者・接触者外来の周知や受診勧奨、患者の移送、搬送体制の準備等に協力します。

⑦ 町民生活・町内経済の安定の確保

- ・国が事業者に要請する従業員の健康管理の徹底、職場における感染予防策の準備に係わる要請に協力し、必要な普及啓発に努めます。

- ・火葬能力を超えた場合の、一時的な遺体安置施設等の確保準備を行います。

### (3) 道内未発生期

#### 状態

- ・国内のいずれかの都府県で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追うことができる状態。
- ・道内では新型インフルエンザ等の患者は発生していない状態。

#### 目的

- ・新型インフルエンザ等の道内侵入をできる限り遅らせ、道内発生が遅延と早期発見に努めます。
- ・道内発生に備えて体制の整備を行います。

#### 対策の考え方

- ・感染拡大を防ぐため、流行のピークを遅らせ、引き続き、感染対策等を行います。国内発生した新型インフルエンザ等の状況等により、国が緊急事態宣言を行った場合は積極的な感染対策等をとります。
- ・医療体制や感染拡大防止策について北海道と連携して、町民一人ひとりがとるべき行動について十分な理解を得るため、町民への積極的な情報提供を行います。
- ・町民生活及び町内経済の安定の確保のための準備等、道内発生に備えた体制の整備を行います。
- ・住民接種を早期に開始できるよう準備を急ぎ、体制が整った場合はできるだけ速やかに実施します。

#### ① 実施体制

##### ア 実施体制

- ・国内において新型インフルエンザ等が発生した場合は庁内連絡会議において情報の集約、共有、分析を行い、対策本部の設置にむけた準備を進めます。

##### イ 広尾町新型インフルエンザ等対策本部の設置

- ・国が「緊急事態宣言」を行った場合、速やかに町対策本部を設置し、国の基本的対処方針を踏まえて町行動計画に基づいた対応を行います。
- ・北海道等と連携して国が決定した基本的対処方針を医療機関、事業者、町民に広く周知します。
- ・本町を含む北海道が緊急事態措置の必要な区域に指定された場合は、国の方針を踏まえた対処方針を決定します。

※【緊急事態宣言】

国は、国内で発生した新型インフルエンザ等の状況により、緊急事態宣言を行い、基本的対処方針を示します。

また、緊急事態措置を実施すべき期間と区域を公示します。

② サーベイランス・情報収集

- ・北海道等が行うサーベイランスの実施に協力し、情報を積極的に収集します。
- ・国、北海道等からの要請に応じ、幼稚園、保育所、小中学校等におけるインフルエンザ様症状による臨時休業等を把握し、遅滞なく関係機関に周知し、サーベイランスの強化徹底を図ることに協力します。

③ 情報提供・共有

ア 情報提供

- ・町民に対して、国内での発生状況、現在の対策、対策の実施主体、道内や町内発生した場合に必要な対策等についてマスメディアの活用を基本に、できる限りリアルタイムで情報提供し注意喚起を行います。
- ・町民一人ひとりがとるべき行動を理解しやすいよう、新型インフルエンザ等には誰もが感染する可能性があることを伝え、個人レベルでの感染対策、感染が疑われまた患者となった場合の対応(受診方法等)を周知します。

イ 情報共有

- ・国のシステムを利用し、国、北海道や関係機関等とのインターネット等を活用したリアルタイムかつ双方向の情報共有を継続し的確な状況把握を行います。

ウ 相談窓口の体制の充実、強化

- ・広尾町健康管理センター内に設置された新型インフルエンザ等に関する相談窓口(コールセンター)の体制の充実強化を図ります。
- ・要支援者に対する情報提供に関しては、地域包括支援センターや介護保険サービス事業所等の関係機関や民生委員等と連携して周知を図ります。

④ 予防・まん延防止

- ・国、北海道等からの要請に応じ、感染対策の周知や取組等に協力します。
- ・町民に対し、手洗い、うがい、咳エチケットなどの感染予防、感染拡大防止対策を積極的に周知します。

⑤ 予防接種

ア 住民接種

- ・国が示す接種順位により、パンデミックワクチン供給が可能になり次第、町民



周知を図り、住民接種を開始します。

- ・接種の実施に当たり町内医療機関等と連携して、広尾町健康管理センターなどの公的施設の活用や医療機関に委託すること等により接種会場を確保しての集団接種や、協力医療機関での一斉接種(期間を定めて集中的に接種)や、個別接種により接種対象者に応じた接種を行います。

#### イ 住民接種の広報、相談

- ・病原性の高くない新型インフルエンザ等に対して行う新臨時接種については、個人の意思に基づく接種であり、町はワクチン接種の機会を確保するとともに、接種の勧奨と必要な情報の積極的な周知に努めます。

#### 【緊急事態宣言がされている場合】

- ・国の基本的対処方針の変更を踏まえ、住民接種に関しては特措法に基づく臨時の予防接種を行います。

#### ⑥ 医療

- ・北海道が主に行う医療整備等の対策について、情報を積極的に収集するとともに、国、北海道からの要請に応じてその取り組みに協力します。

#### ⑦ 町民生活・町内経済の安定の確保

- ・北海道の要請に応じて事業者への感染予防対策の周知や、町民への呼びかけなどに協力します。

### (4) 道内発生早期

#### 状態

- ・道内で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追うことができる状態。

#### 目的

- ・道内(町内)での感染拡大をできる限り抑えます。
- ・患者に適切な医療を提供します。
- ・感染拡大に備えた体制の整備を行います。

#### 対策の考え方

- ・感染拡大を防ぐため、流行のピークを遅らせ、引き続き、感染対策等を行います。国内発生した新型インフルエンザ等の状況等により、国が緊急事態宣言を行った場合は積極的な感染対策等をとります。
- ・北海道が行う医療体制や感染拡大防止策に連携、協力し、町民一人ひとりが取

るべき行動について十分な理解を得るため、町民への積極的な情報提供を行います。

- ・町民生活及び町内経済の安定の確保のための準備等、道内発生に備えた体制の整備を行います。
- ・住民接種を早期に開始できるよう準備を急ぎ、体制が整った場合はできるだけ速やかに実施します。

① 実施体制

- ・道内において新型インフルエンザ等が発生した場合には、速やかに庁内連絡会議において情報の集約、共有、分析を行い、対策本部の設置にむけた準備を進めます。

【緊急事態宣言がされている場合】

- ・国が「緊急事態宣言」を行った場合、速やかに町対策本部を設置し、国の基本的対処方針を踏まえて町行動計画に基づいた対応を行います。
- ・本町を含む北海道が緊急事態措置の必要な区域に指定された場合は、国の方針を踏まえた対処方針を決定します。
- ・北海道等と連携して国が決定した基本的対処方針を医療機関、事業者、町民に広く周知します。

② サーベイランス・情報収集

- ・北海道等が行うサーベイランス情報を積極的に収集するとともに、国、北海道等からの要請に応じ、新型インフルエンザ等患者等の全数把握、学校等での集団発生の把握に協力します。

③ 情報提供・共有

ア 情報提供

- ・北海道等と連携して、利用可能なあらゆる媒体や機関を活用し、町民に対して、国内や道内での発生状況、現在の具体的な対策、対策の決定プロセス、対策の理由、対策の実施主体等について分かりやすく、できる限り迅速に情報提供します。
- ・新型インフルエンザ等には誰もが感染する可能性があることを伝え、個人レベルでの感染予防策や、感染が疑われ、また患者となった場合の対応(受診の方法等)を周知します。また、学校や保育施設、職場等での感染拡大防止策についての情報を適切に提供します。

イ 情報共有

- ・国のシステムを利用し、国、北海道や関係機関等とのインターネット等を活用したリアルタイムかつ双方向の情報共有を継続し的確な状況把握を行います。

ウ 相談窓口の体制の充実、強化

- ・北海道等からの要請に応じ、町民からの相談の増加に備え、広尾町健康管理センターに設置した相談窓口(コールセンター)の体制を充実強化します。
- ・国からQ & Aの改定版が配布された場合は、速やかに相談対応に活用します。

④ 予防・まん延防止

- ・国、北海道等からの要請に応じ、事業者や町民への感染対策の周知や、学校、保育施設等の休校措置等への対策や取組等に協力します。
- ・町民に対し、手洗い、うがい、咳エチケットなどの感染予防、感染拡大防止対策を積極的に周知します。

【緊急事態宣言がされている場合】

- ・北海道が、住民に対し、期間と区域を定めて、生活の維持に必要な場合を除き、不要不急の外出の自粛や基本的な感染予防策の徹底を要請することに協力します。
- ・北海道が実施する、学校、保育所等に対する施設使用制限(臨時休業や入学試験の延期等)の要請や、要請に応じない学校、保育所等に対する指示等に対して、協力します。
- ・北海道が実施する、学校、保育所等以外の施設に対する職場を含めた感染対策の徹底の要請や、要請に応じない施設に対し、公衆衛生上の問題が生じていると判断された施設(特措法施行令第11条に定める施設に限る。)に対する施設の使用制限又は基本的な感染対策の徹底の要請等に対して協力します。
- ・北海道と連携してこれらの情報を積極的に収集するとともに、北海道からの要請に応じ、その取組等に協力します。

⑤ 予防接種

ア 住民接種

- ・国が示す接種順位により、パンデミックワクチン供給が可能になり次第、町民周知を図り、住民接種を開始します。
- ・国の指示を受けて、住民接種に関する情報提供をします。
- ・接種の実施に当たり、国、北海道と連携して、全町民が速やかに接種できるよう、接種体制をとります。

【緊急事態宣言がされている場合】

- ・国の基本的対処方針の変更を踏まえ、住民接種に関しては特措法に基づく臨時の予防接種を行います。

⑥ 医療

- ・北海道が行う医療対策の情報を積極的に収集するとともに、国、北海道等から

の要請に応じ、帰国者・接触者外来や医療機関の周知や搬送体制等に協力します。

⑦ 町民生活・町内経済の安定の確保

- ・北海道等からの要請に応じて事業者への感染予防対策の周知や、町民への呼びかけなどに協力します。

【緊急事態宣言がされている場合の町の措置】

緊急事態宣言がされている場合には、上記の対策に加え、必要に応じ、以下の対策を行います。

ア 水の安定供給

- ・水道事業者である町は、行動計画又は業務計画で定めるところにより、消毒その他衛生上の措置等、新型インフルエンザ等緊急事態において水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講じます。

イ サービス水準に係る町民への呼びかけ

- ・北海道等と連携して、事業者のサービス提供水準に係る状況の把握を開始し、まん延した段階において、サービス提供水準が相当程度低下する可能性を許容すべきことを町民に呼びかけます。

ウ 生活関連物資等の価格の安定等

- ・北海道等と連携し、町民生活及び町内経済の安定のために、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう、調査、監視をするとともに、必要に応じ、関係事業者団体等に対して供給の確保や便乗値上げの防止等の要請を行います。また、必要に応じ、町民からの相談窓口、情報収集窓口の充実を図ります。

(5) 道内感染期

状態

- ・新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態。
- ・感染拡大からまん延、患者の減少に至る時期を含む。

目的

- ・健康被害を最小に抑えます。
- ・医療体制を維持します。
- ・町民生活及び町内経済への影響を最小限に抑えます。

## 対策の考え方

- ・感染拡大を防ぐため、対策の主眼を、早期の積極的な感染対策から被害軽減に切り替えます。
- ・北海道と連携して、北海道が主に行う医療体制や感染対策、ワクチン接種、社会、経済活動の状況等についての周知や、個人一人ひとりがとるべき行動について説明するため、積極的な情報提供を行います。
- ・事業所の欠勤者の増大が予測されますが、町民生活や町内経済の影響を最小限に抑えるため必要なライフライン等の事業活動を継続します。また、その他の社会活動をできる限り継続します。
- ・受診患者数を減少させ、入院患者数や重症者数を抑え、医療体制への負荷を軽減するため、住民接種を早期に開始できるよう準備を急ぎ体制が整いしだい実施します。
- ・状況の進展に応じて、必要性の低下した対策の縮小または中止を図ります。

## ① 実施体制

## 【基本的対処方針の変更】

- ・庁内連絡会議において情報の集約、共有、分析を行い、国が国内感染期に入ったことにより基本的対処方針を変更した場合は、北海道と連携して、速やかに国の方針に沿った対応を行います。

## 【緊急事態宣言】

- ・国により「緊急事態宣言」がなされた場合、速やかに広尾町新型インフルエンザ等対策本部を設置し、国の基本的対処方針を踏まえて町行動計画に基づいた対応を行います。
- ・本町を含む北海道が緊急事態措置の必要な区域に指定された場合は、国の方針を踏まえた対処方針を決定します。
- ・町が新型インフルエンザ等のまん延により緊急事態措置を行うことができなくなった場合においては、特措法の規定に基づく北海道知事による代行、応援等の措置の活用を行います。

## ② サーベイランス・情報収集

- ・引き続き、北海道等が行うサーベイランス情報を積極的に収集するとともに、国、北海道等からの要請に協力します。

## ③ 情報提供・共有

## ア 情報提供

- ・引き続き、利用可能なあらゆる媒体や機関を活用し、広尾町新型インフルエンザ等対策本部を中心として、国内外の発生状況と具体的な対策等を対策の決定

プロセス、対策の理由、対策の実施主体とともに分かりやすく、できる限りリアルタイムで情報提供を行い、町民への広報を継続します。

- ・北海道と連携して、引き続き個人一人ひとりがとるべき行動を理解しやすいよう、流行状況に応じた町内の医療体制を周知し、学校、保育施設等や職場での感染対策についての情報を確実に周知します。また、感染が疑われる場合や患者となった場合の対応(受診の方法など)を周知します。

#### イ 情報共有

- ・国、北海道、関係機関等とのインターネット等を活用したリアルタイムかつ双方向の情報共有を継続します。

#### ウ コールセンター等の体制充実、強化

- ・町民からの相談の増加に備え、広尾町健康管理センターに設置した相談窓口(コールセンター)体制を継続します。
- ・国からQ&Aの改定版が発出された場合は、速やかに相談に活用します。

#### ④ 予防・まん延防止

- ・国、北海道等からの要請に応じ、事業者への感染予防対策の周知協力、公共交通機関での感染予防対策の周知協力、学校等の臨時休業の実施に関する対策等に協力します。
- ・町民に対し、手洗い、うがい、咳エチケットなどの感染予防、感染拡大防止対策を積極的に周知します。

##### 【緊急事態宣言がされている場合】

- ・北海道が行う、学校、保育所等や施設等に対する施設の使用制限(臨時休業や入学試験の延期等)や感染予防対策の徹底の要請等に協力します。

#### ⑤ 予防接種

##### 【緊急事態宣言がだされていない場合】

- ・国が示す接種順位により、引き続き予防接種をします。
- ・国の指示を受けて、住民接種に関する情報提供をします。
- ・接種の実施に当たり、国、北海道と連携して、全町民が速やかに接種できるよう、接種体制をとります。

##### 【緊急事態宣言がされている場合】

- ・住民接種について、国の基本的対処方針の変更を踏まえ、特措法に基づく臨時の予防接種を行います。

#### ⑥ 医療

- ・北海道と連携し、関係機関や団体等の協力を得ながら、在宅で療養する患者への

支援(見回り、訪問看護、訪問診療、食事の提供、医療機関への移送)や自宅で死亡した患者への対応を行います。

- ・北海道が行う医療対策の情報を積極的に収集するとともに、国、北海道等からの要請に応じ町内の医療体制の情報提供や町民への周知等に協力します。

⑦ 町民生活・町内経済の安定の確保

- ・北海道等からの要請に応じ、事業者への感染予防対策の周知や町民への消費者としての適切な行動についての呼びかけ等の取組に協力します。

【緊急事態宣言がされている場合の町の措置】

緊急事態宣言がされている場合には、上記の対策に加え、必要に応じ、以下の対策を行います。

ア 水の安定供給

- ・水道事業者である町は、行動計画又は業務計画で定めるところにより、消毒その他衛生上の措置等、新型インフルエンザ等緊急事態において水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講じます。

イ サービス水準に係る町民への呼びかけ

- ・北海道等と連携して、事業者のサービス提供水準に係る状況の把握を開始し、まん延した段階において、サービス提供水準が相当程度低下する可能性を許容すべきことを町民に呼びかけます。

ウ 生活関連物資等の価格の安定等

- ・北海道等と連携し、町民生活及び町内経済の安定のために物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、買占め及び売惜しみが生じないよう、調査、監視をするとともに、必要に応じ、関係事業者団体等に対して供給の確保や便乗値上げの防止等の要請を行います。
- ・北海道等と連携し、生活関連物資等の需給や価格動向等、実施した措置の内容について、町民への迅速かつ的確な情報共有に努めるとともに必要に応じ、町民からの相談窓口や情報収集窓口の充実を図ります。
- ・北海道等と連携し、生活関連物資等の価格の高騰又は供給不足が生じ、又は生ずるおそれがあるときは、町行動計画で定めるところにより、適切な措置を講じます。

エ 新型インフルエンザ等発生時の要援護者への生活支援

- ・北海道からの要請に応じ、国、北海道と連携し、在宅の高齢者、障害者等の要

援護者への生活支援(見回り、介護、訪問介護、訪問診療、食事の提供等)、搬送、死亡時の対応等を行います。

オ 埋葬、火葬の特例等

- ・北海道からの要請に応じ、国、北海道と連携し死亡者が増加し火葬能力の限界を超えることが明らかになった場合には、一時的に遺体を安置する施設等を直ちに確保します。
- ・火葬又は埋葬を円滑に行うことが困難となった場合、国が緊急の必要があると認め当該市町村以外の市町村長による火葬又は埋葬の許可等の手続の特例を定めた場合には、それに基づいて対応します。
- ・北海道の実施する遺体の火葬及び埋葬において、広域の手配や遺体の搬送の手配等の実施について協力します。

(6) 小康期

状態

- ・新型インフルエンザ等の患者の発生が減少して、低い水準でとどまっている状態。
- ・大流行はいったん収束している状況。

目的

- ・町民生活及び町内経済の回復を図り、流行の第二波に備えます。

対策の考え方

- ・第二波の流行に備えるため、第一波に関する評価を行うとともに、資器材、医薬品の調達等、第一波による医療体制及び社会経済活動への影響から早急に回復を図ります。
- ・第一波の収束及び第二波発生の可能性やそれに備える必要性について町民に情報提供します。
- ・情報収集の継続により、第二波の発生の早期探知に努めます。
- ・第二波の流行による影響を軽減するため、住民接種を進めます。

① 実施体制

【基本的対処方針の変更】

- ・庁内連絡会議において情報の集約、共有、分析を行うとともに、小康期に入ったことにより、国が基本的対処方針を変更した場合は、北海道と連携して、速やかに国の方針に沿った対応を行います。



【緊急事態宣言がされている場合】

- ・国が緊急事態解除宣言を行った場合は、国の基本的対処方針に基づき対策を縮小又は中止します。

【対策の評価、見直し】

- ・各段階における対策に関する評価を行い、町行動計画等の必要な見直し等を行います。

【対策本部の廃止】

- ・国において緊急事態解除宣言がされた際には、速やかに対策本部を廃止します。

② サーベイランス・情報収集

- ・国、北海道、WHO(世界保健機関)等の国際機関等から新型インフルエンザ対策等に関するサーベイランス情報等を積極的に収集します。

③ 情報提供・共有

ア 情報提供

- ・引き続き、利用可能な媒体等を活用して第一波の終息と第二波発生の可能性やそれに備える必要性を情報提供します。
- ・町民等から寄せられた問い合わせ等をまとめ、情報提供のあり方を評価して見直しを行います。

イ コールセンター等の体制充実、強化

- ・国、北海道からの要請を踏まえて、広尾町健康管理センターに設置した相談窓口(コールセンター)から通常の相談体制へ戻します。

④ 予防・まん延防止

- ・国、北海道からの要請により、海外での発生状況等について、渡航者等への情報提供や注意喚起の内容の見直し内容について町民に周知します。
- ・町民に対し、引き続き、手洗い、うがい、咳エチケットなどの感染予防、感染拡大防止対策を周知します。

⑤ 予防接種

【住民接種】

- ・流行の第二波に備えて、新臨時接種を進めます。

【緊急事態宣言がされている場合の措置】

- ・緊急事態宣言がされている場合には、上記の対策に加え、必要に応じ、国、北

海道と連携して、第二波に備えて、特措法に基づく住民接種を行います。

⑥ 医療

- ・北海道が行う医療対策の情報を積極的に収集するとともに、国、北海道等からの要請に応じ協力します。

⑦ 町民生活・町内経済の安定の確保

- ・国、北海道が行う町民や事業者への呼びかけ等に協力します。